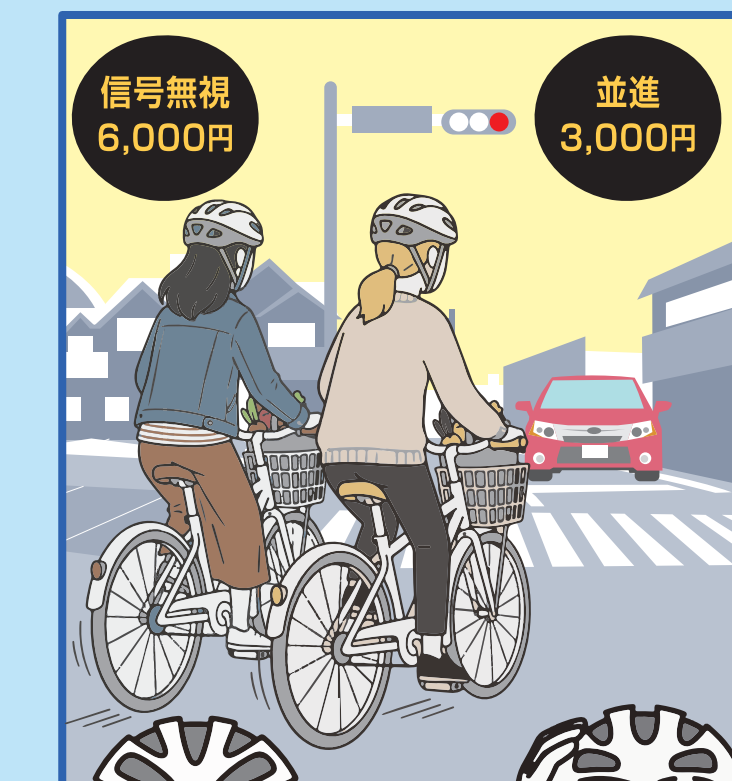


自転車の交通違反に「青切符」



●自転車の交通違反にも交通反則通告制度（反則金制度）が適用！

◆交通反則通告制度（反則金制度）とは...

一定の交通違反に対して、交通反則切符（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事手続きに移行されない制度です（いわゆる「前科」はつかない）。

自転車の交通ルールについてはこちらから
（福岡市HP）



次のページへ

令和8年4月1日から
自転車にも反則金

傘差し・イヤホン使用
5,000円



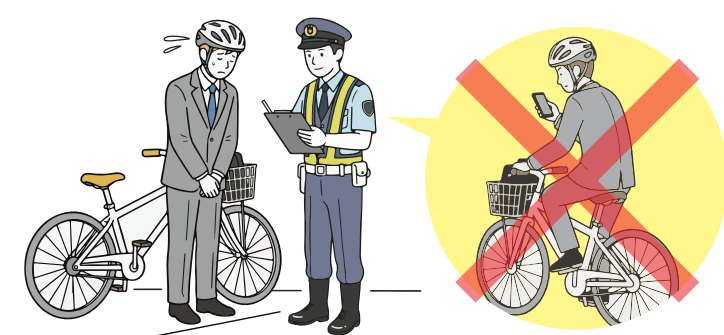
一時不停止
5,000円



自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

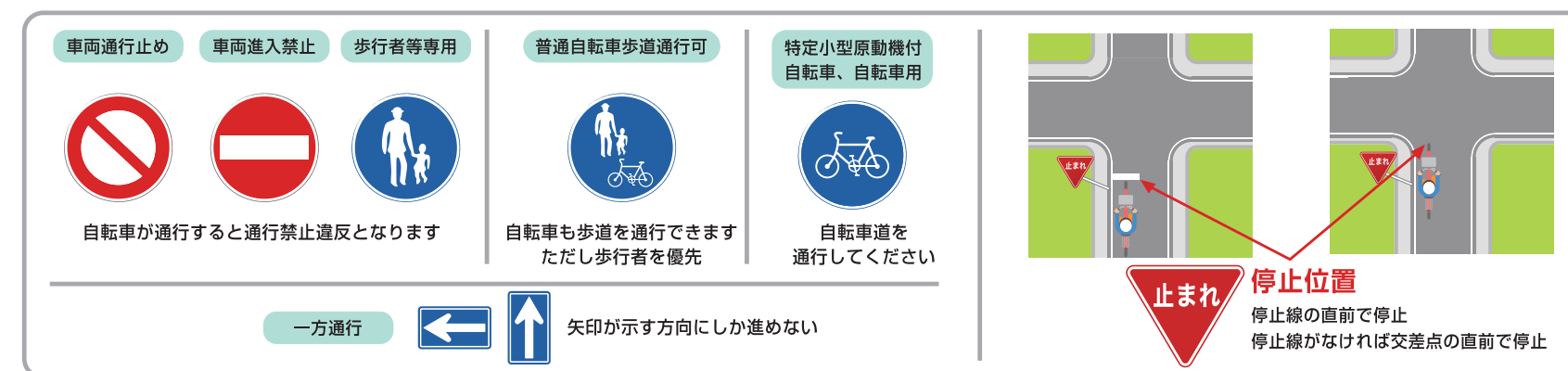
反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等（保持）※1		12,000
放置駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
	高齢運転者等専用場所等以外	10,000
駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
	高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り		7,000
速度超過	25km以上30km未満	12,000
	20km以上25km未満	10,000
	15km以上20km未満	7,000
	15km未満	6,000
駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
	高齢運転者等専用場所等以外	7,000
駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
	高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等	6,000
	点滅	5,000
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反		6,000
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止		
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		5,000
幼児等通行妨害		
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合図車妨害		
指定横断等禁止違反		
車間距離不保持		
進路変更禁止違反		
追い付かれた車両の義務違反		
乗合自動車発進妨害		
割り込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行※2		5,000
合図制限違反※2		
警音器吹鳴義務違反※2		
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良※1		
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反※3		
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		3,000
環状交差点右左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反※3		
警音器使用制限違反		

令和8年4月1日施行



※1 自転車対象 ※2 自転車以外の軽車両を除く ※3 普通自転車対象

自転車に関わる交通標識



自転車は駐輪場へ

自転車は日常生活に欠かせない便利な乗り物ですが、置き場所が適切でないと歩行者の妨げとなり、事故を招くおそれがあります。皆さまが安心して通行できるよう、駐輪の際は、駐輪場をご利用ください。



編集・発行／福岡市市民局生活安全部防犯・交通安全課 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092-711-4061 FAX 092-711-4059

！こんな違反が反則金の対象です。(反則行為の例)

携帯電話使用等(保持)

12,000円

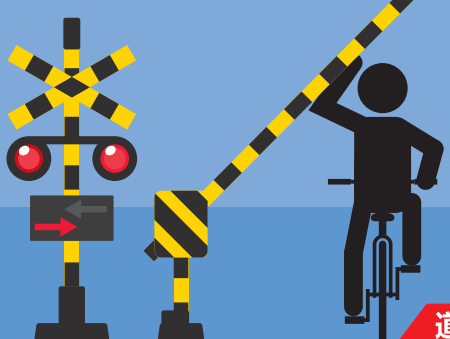


道路交通法第71条第5号の5

運転中は、携帯電話等を持って通話したり、画面を注視しないようにしましょう

遮断踏切立入り

7,000円

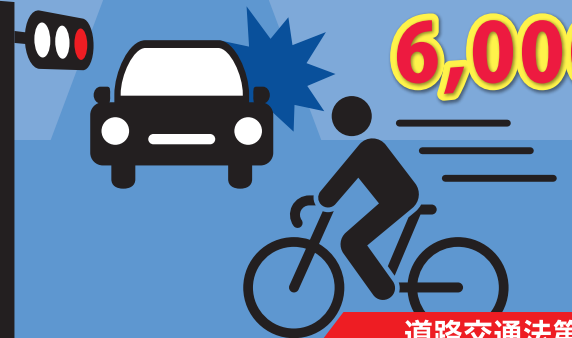


道路交通法第33条第2項

踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報機が鳴っている間は、入らないようにしましょう

信号無視(赤色等)

6,000円



道路交通法第7条

青信号で渡りましょう

無灯火

5,000円



道路交通法第52条第1項

夜間はライトをつけましょう

ブレーキ不備等

5,000円



道路交通法第63条の9第1項

正常にブレーキが作動する自転車を運転しましょう

傘さし運転 イヤホン運転

5,000円



道路交通法第71条第6号

傘さし運転、イヤホン運転はやめましょう

並進

3,000円



道路交通法第19条

縦一列で走りましょう

二人乗り(軽車両乗車積載制限違反)

3,000円



道路交通法第57条第2項

二人乗りはやめましょう

交通事故につながる危険な運転行為や、警察官の警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な行為が、自転車の交通違反の取締り対象となります。

また、飲酒運転や妨害運転等の重大な違反については、これまでと同様に交通切符(赤切符)などの刑事手続きにより処理されます。

通行区分違反(歩道通行)

6,000円



道路交通法第17条第1項

自転車は車道通行しましょう
歩道通行は例外です

車道の右側通行

6,000円



道路交通法第17条第4項 第18条第1項

車道の左側端を走りましょう

通行禁止違反(進入禁止) | **通行禁止違反(一方通行)**

5,000円



道路交通法第8条第1項

逆走などせず標識に従いましょう
※次ページ参照

一時不停止

5,000円



道路交通法第43条

一時停止しましょう

歩道徐行等義務違反

3,000円

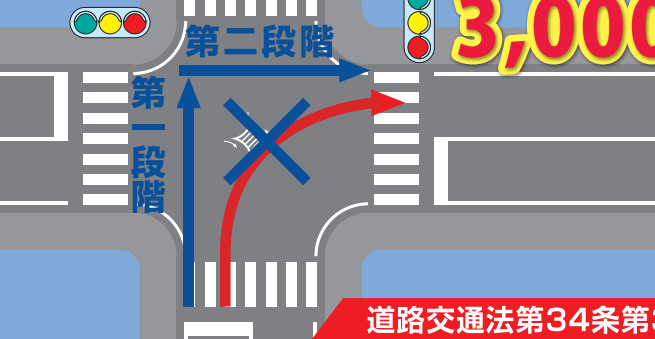


道路交通法第63条の4第2項

歩道を通行できる場合でも安全な速度で通行し、歩行者を優先しましょう

交差点右左折方法違反

3,000円



道路交通法第34条第3項

右折するときは二段階右折をしましょう

重大違反 酒酔い運転

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



道路交通法第65条第1項

飲酒運転絶対禁止。反則行為の対象とならず刑事手続の対象となります。